

鳥取県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年12月1日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
福瀬市山伯耆大山 停車場線	西伯郡伯耆町岩屋谷字赤子谷1259-1地先から同町坂長字 長者屋敷2545-1地先まで	平成21年12月1日
米子岸本線	西伯郡伯耆町岩屋谷字泉頭1277-1地先から同町坂長字下 屋敷2361地先まで	〃